

# 労働安全衛生法の保護対象（権利主体）と 国賠法の救済対象

－「建設アスベスト訴訟（神奈川2陣）」（東京高判令和2.8.28）

を素材として－

柳 澤 旭

<目次>

- I はじめに
- II 事実の概要と判旨
- III 検討－高裁六判決の比較
- IV おわりに－最高裁決定の意義

## I はじめに

（一）「ハヤブサ2」が6年かけて宇宙から「リュウグウ」の砂を持ち帰り、さらにこれからも10年余をかけて帰らぬ宇宙への旅に飛び去った。なんともロマンと悲哀を同時に感じさせるハヤブサの快挙である。翻って、地球上では、新型コロナウイルス感染症（Covit-19）に対する恐怖が日本のみならず世界に拡大している。コロナ禍といわれる中、新型コロナウイルス感染防止に対する各国の対応の違いに驚かざるを得ない。国民、市民の「生命・健康」について底辺から寄り添って対応しているのか、国によってはそれが疑わしいと思われる対応もある。では、日本の対応はどのように評価できるのか。いま現在の国の行うべき緊急課題であり、後世にも客観的に評価されるべき問題となる。

（二）眼に見えないウイルス（virus）の感染の恐怖と同じように、「石綿・アスベスト」（asbestos）に曝露することによる深刻な生命・健康被害に対する脅威が存在したし、現在もこれからも存在しつづける。「石綿」（アスベスト）による「アスベスト関連疾患」は、一定量のアスベストを吸引（曝

露)してから10年、40年後に発症し、進行性・不可逆性の疾病であり、究極には死に至るケースが多い。「静かな時限爆弾」といわれるのはこのためである<sup>1)</sup>。アスベストに曝露され健康被害に遭うのは、まず第一に、アスベストを扱う労働現場で直接に曝露する労働者であり、さらに、労働者の家族やアスベスト製造関連工場に住む近隣の住民(市民)である。このことを典型的に示す事件が、2005年のいわゆる「クボタショック」であった<sup>2)</sup>。そして、現在、アスベスト関連疾患に罹患した建設作業に従事した労働者とその遺族が、国と企業を相手に訴訟を提起して裁判闘争を続けている。これがいわゆる「建設アスベスト訴訟」である。肺がん等、重篤なアスベスト関連疾患に罹患した労働者と死亡した労働者の家族が「原告」であり、国と直接の加害者である「企業」とを相手の法廷闘争であり、その訴訟を支えているのが強力な国戦弁護団(「国」と戦う弁護団)である<sup>3)</sup>。この裁判闘争は企業と国を相手の訴訟であるが、国に対しては、健康被害に苦しんでいる労働者、市民、全ての「人の痛みを感じる国家」<sup>4)</sup>であれ、という怒りでもある。

(三)以下、本稿において、最近の高裁判決である「**建設アスベスト訴訟(神奈川2陣)**」(東京高判令和2.8.28 (LEX/DB25566826)を素材として、各高裁判決の理論的意義についてみることにしたい。検討の順序として、「事実の概要と判旨」を概観した上で(Ⅱ)、本判決を含めて、これまでに出された高裁六判決の法理について検討する(Ⅲ)。さらに、最近、令和2(2020)年12月14日に出された最高裁決定の意味についてみておきたい(Ⅳ)。なお、後にみるように、**本判決(高裁⑥判決)**は、労働安全衛生法(安衛法)の性格と各条文の沿革的・体系的解釈を事実認定として行っている。この安衛法の体系的把握という本判決の作業、それ自体、安衛法のテキストとも評価できる内容である。この意味で、本稿の末尾に<別紙>として「本判決の認定事実」として、その内容をほぼ忠実に掲載することとし、本文と参照できるようにした。

## Ⅱ 事実の概要と判旨

### 1. 事実の概要

本件は、建築作業従事者であった原告Xら（元建築作業従事者44名とその遺族）が、建築現場において建築物の新築、改修、解体作業等に従事した際、石綿含有建材による「石綿粉じん」に曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の「石綿関連疾患」を発症したとして被告国（Y1）と石綿製品メーカーの企業ら（Y2）43社に対し、損害賠償を提起した事案である。（以下、被告について、国及び企業らとする。）

（1）国に対しては、国が、①旧労基法及び安衛法、②労災保険法、建基法2条7号ないし9号及び90条に基づいて建築作業従事者の「石綿粉じん」の曝露を防ぎ、石綿関連疾患発症を防止するための規制権限又は監督権限を行使しなかったこと、④毒劇法に基づいて石綿を劇物として指定しなかったことが違法であると主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償請求を行った。

（2）石綿含有建材を製造・販売した被告企業らについては、①警告表示及び製造・販売中止の義務違反を主張して、民法719条1項後段の類推適用に基づき、②企業Yらが製造等した石綿含有建材は通常有すべき安全性を欠いていた旨主張して、製造物責任法3条に基づき損害賠償請求を行った。原審（横浜地判平成29.10.24）は、原告である一人親方等の国に対する請求については賠償請求を認めなかった。

### 2. 判旨

#### （1）労働者に対する規制権限不行使についての国の責任

まず「労働者」に対する国の責任については、次のように認めた。

労働大臣が、昭和50年10月1日から平成7年3月31日までの間、安衛法27条1項、22条1号の委任に基づく規制権限を適切に行使して、事業者に対し、罰則を伴う形式で、明示的に、労働者に呼吸用保護具を使用させることを義務付けるべきであったにもかかわらず、これを怠ったこと。昭和50年10月1日から平成18年8月31日までの間、安衛法57条及び同法27条1項の委任に基づ

く規制権限を適切に行使して、石綿含有建材の外装・包装等への警告表示及び建築作業場における石綿の取扱い上の注意事項等の掲示の内容として、警告表示及び注意事項等の掲示すべく定めるべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは、著しく合理性を欠くものであり、国賠法の適用上違法であった（下線部、筆者。以下同じ）。

(2) 一人親方等の判断について <後掲・別紙・認定事実と判断89頁。>

(一) 問題となる法的論点。

次に、本判決は、国に対する賠償請求について、労働者とはされていない「一人親方等」についても認められるかについての検討視点を簡潔に提示する。その上で、「ア 認定事実」において安衛法の沿革と現行法の法的位置づけを詳細に行った上で、一人親方等についての判断を示す。

旧労基法と安衛法は、事業者に対して、粉じん等による健康障害を防止するために必要な措置を講ずる等の義務を課し、事業者が講ずべき措置の具体的内容を省令に委任している（安衛法1条、22条、27条）。ここに事業者とは、事業を行う者で労働者を使用するものであり、労働者とは、労基法9条に規定する労働者、すなわち、事業に使用される者で賃金を支払われる者であるから（安衛法2条2号、3号、労基法9条）、労働大臣等が有する省令制定権限等の規制権限は、第一次的には、上記の意味での労働者のために行使されるべきことになる。ところが、一人親方等は、事業者との間の雇用関係を有しない。

そこで、労働大臣等の労働者に対する規制権限の不行使が、そのような一人親方等に対する関係でも違法といえるか否かが問題となる。

ア 認定事実 <後掲・別紙89頁以下。>

(ア) 安衛法（昭和47年6月8日法律57号）の制定経緯等。

<後掲・別紙89-90頁。以下、同様に頁数を示す。>

安衛法は、従来の直接雇用関係のみを前提とする旧労基法の規制方法では

災害の的確な防止ができないことから、労働災害の防止のために、建設業における重層下請構造等の特殊な雇用関係下における規制の整備を図ることも視野に入れて、快適な職場環境の形成を促進することを目的に制定された。

**(イ) 工場法13条, 旧労基法42条, 安衛法22条** <91頁>

工場法13条は、労働者に限らず、工場・設備から職工に生じる危害を防止する目的で制定され、これを引き継いだ旧労基法42条及び安衛法22条の規定も、工場法13条と同様に、労働者以外の者にも適用されると解される。

**(ウ) 黄燐燐寸製造禁止法, 旧労基法48条, 安衛法55条, 57条** <91-93頁>

黄燐燐寸製造禁止法及びこれを引き継いだ旧労基法48条は、労働者のみならず、労働者以外の全ての者にも適用されると解されていた。この旧労基法48条を引き継いだ安衛法55条の規定も、上記と同様に、労働者以外の者にも適用されると解される。

**(エ) 労働者災害扶助責任保険法, 労働者災害扶助法, 昭和40年改正労災保険法** <93-94頁>

労働者災害扶助法の適用を受け得る「労働者」には、一般に、労働者ではない土木建築工事の下請人も、労働者の代表者又は親方として自己もまた作業に加わるときは、労働者の中に加えられるべきであるとされていた。同法は、災害補償の面だけでなく、労働安全衛生に関する規定を置き、労働安全衛生に関する各種規制を行っていた。労災保険法が制定された後も、国は、昭和40年改正労災保険法の制定による労災保険特別加入制度の導入前から、建築業における一人親方について、労災保険法の擬制適用を認め、昭和40年改正労災保険法においては、一人親方等を実質的に労基法の適用がある労働者に準じて保護するにふさわしい者として、労災保険特別加入制度の対象とした。

**(オ) 一人親方等の就労実態等** <94-95頁>

建設業における重層下請構造と雇用関係のない一人親方等の就労割合(25%, 77万人)、建築作業従事者の石綿関連疾患による労災認定等。

## <判旨>

イ 上記アの認定事実によれば、以下のことが認められる。

1. 安衛法は、従来の直接雇用関係のみを前提とする旧労基法の規制方法では災害的確な防止ができない社会的状況を背景として、労働災害の防止のために、建設業における重層下請構造等の特殊な雇用関係下における規制の整備を図ることをも視野に入れて、快適な職場環境の形成を促進することを目的としていた。工場法13条は、労働者に限らず、工場・設備から職工に生じる危害を防止する目的で制定され、これを引き継いだ旧労基法42条及び安衛法22条の規定も、上記と同様に、労働者以外の者にも適用されると解される。

また、黄燐燐寸製造禁止法及びこれを引き継いだ旧労基法48条は、労働者のみならず、労働者以外の全ての者にも適用されると解されていたものであり、この旧労基法48条を引き継いだ安衛法55条の規定も、上記と同様に、労働者以外の者にも適用されると解される。

このような規定の沿革に加え、安衛法の上記制定の経緯及び目的に照らすと、安衛法22条は、労働者の「健康障害を防止するため必要な措置」を講じることによって、また、同法55条は、「労働者に重度の健康障害を生ずる物」の製造等を禁止することによって、いずれも労働者の安全と健康を確保するとともに、建設業における重層下請構造ゆえに建築現場で労働者と共に労働者と同等の立場で建築作業に従事することが常態である一人親方等の安全と健康をも確保し、もって、快適な職場環境の形成を促進することをその趣旨とするものと解される。そして、安衛法55条の趣旨は、同様に有害物の職場からの排除という点で共通する安衛法第5章第2節に規定されている同法57条にも妥当するというべきである。

2. さらに、労働者災害扶助法の適用を受け得る「労働者」には、一般に、労働者ではない土木建築工事の下請人も、労働者の代表者又は親方として自己もまた作業に加わるときは、労働者の中に加えられるべきであるとされ、また、同法は、災害補償の面だけでなく、労働安全衛生に関する規定を置

き、これに基づく規則によって、労働安全衛生に関する各種規制を行っていた。労働者災害扶助法及び労働者災害扶助責任保険法が廃止されて、労災保険法が制定された後も、国は、昭和40年改正労災保険法の制定による労災保険特別加入制度の導入前から、建築業における一人親方について、労災保険法の擬制適用を認め、昭和40年改正労災保険法においては、一人親方等を實質的に労基法の適用がある労働者に準じて保護するにふさわしい者として、労災保険特別加入制度の対象とした。そして、一人親方等は、労働者災害補償保険審議会の答申の内容に照らし、業務の範囲が明確性ないし特定性をもつ者として労災保険特別加入制度の適用対象とされたものと考えられる。

ウ 1. 「安衛法は、直接雇用関係のみを前提とする旧労基法の規制方法では災害的確な防止ができないことから、労働災害の防止のために、建設業における重層下請構造等の特殊な雇用関係下における規制の整備を図ることを視野に入れて、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするものであるところ、職場における粉じん規制は、戦前の工場法13条の規定から、戦後、旧労基法42条を経て、安衛法22条に、有害物の製造等禁止は、戦前の黄燐燐寸製造禁止法の規定から、戦後、旧労基法48条を経て、安衛法55条にそれぞれ引き継がれ、また、安衛法57条も同法55条と同趣旨の規定と解されることから、安衛法22条及び57条のいずれの規定も、職場からの有害物の排除の観点から、労働者のみならず、建設業における重層下請構造ゆえに建築現場で労働者と共に労働者と同等の立場で建築作業に従事することが常態である一人親方等をも保護の対象とするものと解するのが相当である。

2. これに加えて、労働者災害扶助法が労働者以外の者をも保護対象としており、殊に労災保険法及び昭和40年改正労災保険法（労災保険特別加入制度）が、實質的に労基法の適用がある労働者に準じて保護するにふさわしく、かつ、業務の範囲が明確性ないし特定性をもつ者として、一人親方等を保護の対象としてきたこと、一人親方等が建設現場において重要な地位を占めているとの社会的事実、一人親方等の石綿粉じんばく露によって侵害される法

益が生命、身体及び健康に対する危害という重大なものであることを併せ考慮すれば、上記のとおり解することは、石綿粉じんばく露による一人親方等の被害を救済することについての社会的要請にもかなうものといえることができる。

3. そうすると、安衛法22条及び57条は、労働者のみならず、一人親方等をも保護することによって、快適な職場環境の形成の促進をその目的とするものであると解されるから、国が、昭和50年10月1日から平成18年8月31日までの間、安衛法57条及び同法27条1項の委任に基づく規制権限を適切に行使して、石綿含有建材の外装・包装等への警告表示及び建築作業場における石綿の取扱い上の注意事項等の掲示の内容として、石綿含有建材の外装・包装への警告表示及び建築作業場での警告掲示の各義務付けを定めるべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは、著しく合理性を欠くものとして、労働者に対する関係だけではなく、一人親方等との関係においても、国賠法の適用上違法であったというべきである。

エ 安衛法22条及び57条は、第一次的には労働者の保護を図ることを目的としつつも、建設業における重層下請構造ゆえに建築現場で労働者と共に労働者と同等の立場で建築作業に従事することが常態である一人親方等の安全と健康をも確保し、もって、快適な職場環境の形成を促進することをその趣旨とするものと解される。そうすると、国は、一人親方等に対して、安衛法22条及び57条に基づく規制権限を行使すべき職務上の法的義務を負担することから、当該規制権限の不行使は、一人親方等との関係でも違法となるというべきである。

### Ⅲ 検討

#### 1. 「建設アスベスト訴訟」の動向と本判決の位置づけ

本件は、次に掲げる一連の「建設アスベスト訴訟」の高裁判決で六番目の判決である。

① 神奈川建設アスベスト事件・東京高判平29・10・27 (判タ1444号137頁)



- ②東京建設アスベスト事件・東京高判平30・3・14（LEX/DB25560269）
- ③京都建設アスベスト訴訟事件・大阪高判平30・8・31（判時2404号4頁）
- ④大阪建設アスベスト訴訟事件・大阪高判平30・9・20（判時2404号240頁）
- ⑤九州建設アスベスト訴訟事件・令和1.11. 11（LEX/DB）
- ⑥神奈川建設アスベスト（第2陣）事件・東京高判令和2・8・28（LEX/DB25566826）

（以下、高裁六判決は①～⑥判決として引用する。⑥について本件⑥判決とする）

## 2. 「建設アスベスト訴訟」事件の高裁六判決と法的論点

### （1）判決の動向と高裁六判決

「建設アスベスト訴訟」は、集団訴訟という形で2008（平成20）年から全国的に提訴されており、国に賠償を命じる初めての判決（「東京建設アスベスト訴訟（第1陣）」（平成24.12.5判時2183号194頁））が、2012（平成24）年に出された。以来、本件⑥「神奈川建設アスベスト訴訟（第2陣）」（東京高判令和2.8.28）までに国の責任を認めた判決は14件目となる。その中で、これまでに高裁段階において上記の六判決（高裁六判決）が出されている。

高裁六判決において、①判決を除いて、その理論構成（理由）に違いがあるものの、全て「労働者」に対する国の責任を認める内容となっている（②③④⑤⑥判決）。その中で、「労働者」でない「一人親方等」について、初めて国の責任を認めたのが②判決であり、以降、本判決⑥まで、一人親方等に対して全て国の責任を認める判決が続いている。最近になって地裁レベルで同様に国の施金を認めた判決が出されている（「建設アスベスト訴訟（東京2陣）」東京地判令和2.9.4）。以下、この高裁六判決の結論と理論構成（理由づけ）について、本判決⑥との関連についてみておきたい。

### （2）高裁六判決の違いと共通点

（一）各高裁判決は、次の点でその判断に違いと共通性がみられ、それらが交錯して法理構成（法的理由づけ）に差異をもたらしている。それは、（1）労基法と安衛法との関連についての理解、（2）安衛法の適用対象（保護対象）、

(3) アスベスト関連疾患の特質(進行性・不可逆性・重篤性), (4) 侵害法益(生命・健康)の重大性, (5) 建設現場における労働・就労の実態と法形式の違いと保護の必要性等の判断である。この中でも最も大きな違いは(1)と(2)である。

「労働者」に対する国の責任(規制権限の不行使による国賠法上の責任)については、国賠法上の違法性(賠償責任)を認める判例法理は確定している(「筑豊じん肺訴訟」最三小判平成16.16.4.26民集58巻4号1032頁,「泉南スベスト訴訟」最一小判平成26.10.9民集68巻8号799頁)<sup>5)</sup>。

残されている大きな訴訟法上の論点(争点)は、「一人親方等」(一人親方および独立自営業者)についても国の賠償責任を認めることができるかという問題である。この点、高裁六判決においても分かれている。とくに、⑤判決は、一人親方等に対する国の責任を認める論理は、②③④⑥判決とは異なる法理を展開していることが特徴的である。

上記高裁六判決は、一人親方等に対する国の賠償責任について、(ア)否定する判決(①判決)と、(イ)肯定する判決(②③④⑤⑥判決)とで二つに分かれる。さらに⑤判決が出されることによって、肯定する(イ)の五判決においてもその法理に違いがある。一人親方等の安衛法適用を肯定する五判決の中で、④判決は、安衛法のとらえ方(法解釈)について、新たな法解釈(安衛法の折衷的・二分的解釈)を行なっているとみることができ、この点が、②, ③, ⑥本判決との違いである。

(二) ⑤判決は、一人親方等に対する安衛法適用を否定する点では、①判決と同様であるが、国の責任を認める点で①判決と異なる。一人親方等に対する国の責任について認める点では、②③④⑥判決と同様であるが、それは②③④⑥判決のように安衛法の解釈適用を媒介とするのではなく、直接的に国の違法責任(国賠法適用上、違法)を一般論(法益論、正義・公平論)を根拠として認めるものである。この点で、⑤判決は、高裁六判決の中で特異な新たな法理を展開しているとみることができるのである。⑤判決は、安衛法の解釈によらずに一人親方等への国賠法の適用(賠償)を認める。結論とし

て国賠法の保護法益（生命，健康）の重要性を根拠として一人親方等への国賠法の適用を認める点において，②③④⑥判決と共通なものがある（共通性）。

一人親方等の保護について，（A）安衛法の解釈・適用によるのか（②③④⑥判決），そうではなく，（B）一人親方等には安衛法は適用されない（安衛法の保護対象ではない）として国の責任を否定する（①判決）のではなく，（C）国の違法責任（国賠法適用上，違法）を一般論（法益論，正義・公平論）から認める⑤判決の判断という，三つの判断類型が形成されているとみることができる。この三類型の判断についてどのようにみたらよいのか，各判決の理論的検討のポイントとなる。

（A）高裁判決は，安衛法の解釈により適用を認める判決（②③④⑥と），（B）安衛法の適用を否定しつつも，国賠法の適用を認める判決（⑤）との二つの法理とがある。この二つの法理は，どちらも理論的に成り立つものであるが，いずれの法理が妥当であるのかは，実務上，最高裁の判断によることが大きい。この点は，規制権限不行使の違法について，国に規制権限を付与した根拠法規に求めるのか，国の違法行為による損害賠償法理の公平な適用に求めるかの違いとなろう。

（三）新聞報道（2020年12月17日，各紙朝刊）によると，最高裁は，②判決の上告について，国の上告を斥けた（上告不受理。令和2.12.14付け）。この最高裁の決定によって，一人親方等についての国賠法上の救済が確定した。これは判決では無いので理由は示されておらず，最高裁が②判決（＝⑥本判決）の理由を採用したのかは不明である。最高裁が，自ら判示し理由を示すならば，先の二つの法理のいずれを採用するのか，あるいは最高裁として独自の法理を示すのか否かは，現在のところ分からないところがある。最高裁決定は，一連の「建設アスベスト訴訟」において「一人親方等も救済対象となるということ画定させたものである。このことから，一人親方等の救済を否定した①判決は否定されることとなった。この結論を前提としても，理論的な理由づけをどのように行うのか。それゆえ，この点を検討する

ために肯定法理について、さらに見ておきたい。

### 3. 肯定の法理：②判決 ③判決 ④判決 ⑤判決 本判決⑥

(一) 東京高裁②判決は、高裁段階で初めて「一人親方等」に対する国の賠償責任を認めたものであり、この判決を契機に、②、③、④、⑤、**本判決⑥**と、全て「一人親方等」について国の賠償責任を認める判決が続くこととなる。本判決⑥が出されることによって、高裁で争われている「建設アスベスト訴訟」は、残る一つの北海道・札幌高裁判決だけとなった。札幌高判においても一人親方等に対する国の責任を認めることは予測できる。

というより、一人親方等に対する国の賠償責任を認めることは、前掲の最高裁の決定により確定したということができる。

したがって、残された法理論的な問題は、一人親方等の救済を認める法理をどこに求めるかということにある。これは、結論を導く法理の妥当性という理論的問題であるが、安衛法のとらえ方に係る重要な基本問題でもある。

したがって、最高裁決定によって否定された①判決を除くと、高裁五判決は、全て一人親方等に対する賠償責任を肯定する判決のみとなる。ところが、この高裁五判決の理由づけは異なっている。先にみたように、法理としては、安衛法の解釈に基づく法理構成をとるのか、安衛法によらずに国賠法の保護範囲という国賠法理によるのかという、大きく五判決は、二つの法構成（法理）となる。

### 4. 肯定五判決における本判決の位置づけ

#### (一) ②判決の論理

安衛法の適用される労働者（安衛法2条2）に対し、国が、安衛法22条、23条、27条1項又は57条に基づく規制権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法になる。個々の労働者の「人」としての属性に着目した直接的な強い規制ではなく、「労働環境の保全」という観点から就労「場所」や有害物質という「物」に着目した規制を行う場合には（安衛法23条、57条）、

当該労働者以外の者（石綿含有建材を運搬する従業員）も、その効果を受ける。このような労働者以外の者が受け利益は、「まさに労働関係法令が保護すべき利益」そのものであって（安衛法1条）、「当該労働者が受ける利益と全く同等の利益である。」

②判決は、この結論を導くのに、安衛法の性格、条文解釈は、「認定事実」として沿革的・歴史的かつ法体系的に詳細に論じられている。この点は、先にみたように、③判決と本件⑥判決とは全く同じ判断（安衛法についての「事実認定」）を行っている

## （二）③判決の論理

事業者、労働者の定義は、安衛法2条2号、3号、労基法9条にあるように、労働大臣の省令制定権限は、基本的には「労働者」のために行使さるべきものと解される。

しかし、仮に、労働者と認められない一人親方等であっても、「建築現場」において、粉じん作業に継続的に従事していたことに変わりはない（就労状況、就労実体の事実認定）。国が労働者保護のために「石綿粉じん曝露防止対策」としての規制権限を行使することにより、一人親方等も「労働者と同様に、上記規制権限行使により形成された安全な作業環境の下で建築作業に従事するという利益を享受することになる。このような労働者以外の者が享受する利益は、安全、すなわち、健康を損ない、生命を脅かす危険の除去という人間の生存に関わるものであるから、これをもって、労働者が上記利益を享受した結果に伴う反射的利益（事実上の利益）ではない。旧労基法、安衛法やこれに基づく規則等関連法規を考慮すれば、「少なくとも労働者と変わらない時間作業場に所在する者や労働者の家族などの安全を確保するものと解するのが相当である。その法的根拠づけとして、③判決は、工場法13条、旧労基法（第5章 安全及び衛生）42条、安衛法（労基法からの分離独立の立法過程、立法趣旨、第4章の解釈）の解釈論を展開する。この点についても、②判決、本判決⑥と同様の認定を行なっている。

## （三）④判決—安衛法の二分的解釈

④判決は、安衛法の適用について、(1) 労働者にのみ適用があるものと、(2) 例外的に、一人親方等に適用がる規定に分ける。(1) 22条(事業者・健康障害防止措置)、23条(事業者・就業させる場における生命・健康・風紀の確保措置)、27条1項(20条～25条の事業者が講ずべき措置につき省令で定める)、30条(特定元方事業者の労災防止措置)、31条(注文者の行うべき措置)は、事業者と労働者(労働契約関係)の関係を規制するととらえる。(2) 55条(危険有害物の製造等の禁止)、57条(危険物の表示)は、一人親方等にも適用がある。このように④判決は、安衛法の条文規定を適用関係で二分して解釈を行なっている点で、②③判決とも異なる。

#### (四) ⑤判決

⑤判決は、安衛法の保護対象は、その立法経緯や文言に照らし、あくまでも「労働者」であって、いわゆる「一人親方」はこれに該当するものではないとする。①判決のように、国は労働者でない者に対して、国賠法上の賠償責任を負わないとするのではなく、安衛法の解釈とは異なる別の論理(国賠法における保護の範囲)を用いて、労働者でない者(一人親方等)に対しても国の賠償責任を認める。その根拠は、石綿粉じん曝露の危険性(生命・健康の危険性)と、規制によって受ける利益に共通性を見出し、「国が適切に上記規制権限を行使していれば、一人親方として石綿粉じん曝露作業を伴う建築現場での作業に従事した者についても、労働者の場合と同様に、石綿粉じん曝露による被害の発生を防ぐことができた」とする。これは正義・公平の観点に照らした判断である。このように、⑤判決は、一人親方等は安衛法の適用対象ではないとしたうえで、結論として国に対する賠償を認めた。

このように、⑤判決は、一人親方等についての国賠法上の責任を認める法理について、これまでの高裁四判決とは異なる法理で判断した。安衛法の解釈と国賠法上の違法との関係を一応、切り離しているようにみえる。しかし判断の内容は、判旨にみる実質的根拠(法益論、正義・公平論)は、判断方法として、安衛法の解釈適用から一人親方等の適用を認める②③④⑥判決と判断内容と実質的に違いはないとみることができる。すなわち、安衛法の解

釈アプローチをとるのか、それとも安衛法を媒介としなくて、ストレートに国賠法上、違法というアプローチをとるのかの違いである<sup>6)</sup>。

## 5. 本判決⑥の判断

(一) まず、本判決は、法的論点（判断すべき法的問題）を提示する

旧労基法と安衛法は、粉じん作業に従事する「労働者」の生命・健康を確保するために、事業者健康障害を防止するために必要な措置を講じる義務を課し、その具体的内容を省令に委任している（安衛法1条、22条、27条）。安衛法上の労働者とは、労基法9条の労働者である（安衛法2条2号、3号、労基法9条）ことから、労働大臣の規制権限は、第一次的には労働者のために行使されるべきである。

ところが、一人親方等は、事業者との関係で雇用関係を有しない。そこで、労働者のために行使されるべき労働大臣の規制権限の不行使が、事業主と雇用関係にない一人親方等に対する関係でも違法といえるか否かが問題となる。

このように法的論点を適示して、次に安衛法の解釈と判断を行う。安衛法の性格、条文解釈は、「認定事実」として沿革的・歴史的かつ法体系的に詳細に論じられている。そして結論として、雇用関係にない一人親方等も労働者と同じく、安衛法の保護対象であると結論づけた。

(二) 戦前の立法と戦後の労基法との関係、そして安衛法の成立過程と立法目的とを詳細に検討して、さらに、アスベスト関連疾患について労災認定の統計数値・推移、一人親方の就労実態等を認定した上で、一人親方等も安衛法の適用対象であり、規制権限不行使による国賠法の適用を認める。本判決の安衛法についての戦前、戦後の立法の歴史の詳細は、「認定事実」として行われており、安衛法の歴史的展開と現行法の解釈についてこれまでにない法理を展開している（②、③判決も同様）。この点でも、安衛法のテキストとして用いることができよう。その意味で、本判決⑥の認定事実の部分をほぼそのまま別紙・参考資料としてつけている。

(三) **本判決⑥**は、「安衛法22条及び57条は、第一次的には労働者の保護を図ることを目的」とするが、「建設業重層下請構造ゆえに建築現場で労働者と共に労働者と同等の立場で建築作業に従事することが常態である一人親方等の安全と健康をも確保し」、もって、快適な職場環境の形成を促進することをその趣旨とする。国は、一人親方等に対して、安衛法22条（健康障害防止措置）及び57条（危険有害表示）に基づく規制権限を行使すべき職務上の法的義務を負担することから、当該規制権限の不行使は、一人親方等との関係でも違法となる。

## 6. 本判決⑥と②判決、③判決の共通性について

(一) 高裁五判決において、**②判決**と**③判決**の判断は、その内容と判断方法（法解釈の方法と法理）に違いはない。そして**本判決⑥**も同様の法理である。特に**②判決**と、**本件⑥判決**の立法の沿革・歴史と現行法のとらえ方は全く同様である（**②判決**と**⑥判決**<別紙>の内容は全く同じ内容である）。両判決とも、旧労基法と安衛法の規定は、「労働者」だけを保護対象とするものではないことについて、戦前、戦後の安全衛生（労災防止）関連法規から根拠づける。安衛法について、歴史的・沿革的にとらえて現行安衛法を体系的に解釈した。これは安衛法について、従来の労働法学説にもみられなかった、新たな沿革的・体系的な法理論の展開であると評価されよう。

(二) アスベスト（および放射線）という個人では到底、対処し難い「危険有害物」による健康障害は、労働の場（場所）、そこでの就労者（人）が労働者であるか、非労働者であるか問わない。安衛法の本来の目的は、基本的・第一義的に、労働関係にある「労働者」の保護にある。しかし、労働者だけを（「非労働者」と区別して）保護するためだけに「危害防止基準」（安衛法1条、膨大な安衛法の全体像と安全・衛生確保体系）は、あるのではない。**本判決⑥**（**②判決**）のように、安衛法の全体的な体系と膨大な法令とを、体系的かつ個別条文に即して、それぞれ具体的にそれぞれの条文を検討することが求められる。

「アスベスト」と「放射線」の危害（危険と健康障害）について、両者の



利用に決定的な違い（前者は、前面禁止することができる。後者は有用・不可欠な放射線であり、これを厳格に管理・利用するという原則）がある。しかし「労働現場」における危険は、同じ場で「働いている人」に共通の危険をもたらす。この事実をもとに、同じ場所で働く人を区別して、「労働者だけを保護」するという安衛法の解釈あるいは国賠法の適用解釈はとり得ないであろう。特に安衛法は、事業主だけでなく、何人も規制対象とする規定（安衛法3条2項，33条～35条，37条，40条，42条，44条～44条の2），および公害規制法令との関連についても規定（27条2項）していることも併せて考慮しなければならない。

本判決⑥及び②③判決の重要な意義は、「建設アスベスト訴訟」をとおして、安衛法の解釈に新たな法理を構築して、一人親方等の救済法理をはかる法理を展開したことにある。

#### IV おわりに—最高裁決定の意義

（一）先にみたように、②判決についての国の上告不受理とする最高裁決定（2020.12.14）が出された。この意味は、②判決の国に責任を認める部分についての上告であり、「一人親方等」に対する国の国賠法上の違法性が認められ賠償責任が確定したということである。このことは同時に、①判決において否定された国の賠償責任が認められることを意味する。この結論自体、これまで一人親方等は労働者でない、という理由で救済を否定してきた判例動向の転換と確定であった。同じ労働現場で働きながらも救済されなかった、アスベスト関連疾患に苦しむ一人親方等にとって、当然であるが、画期的な決定であると評価できよう。

（二）本件⑥判決（②③判決の判断方法も同様である）は、安衛法を根拠とする高裁判決の集大成ともいえる安衛法の沿革的・体系的な解釈を行なった。一方、⑤判決は、安衛法を根拠とせずに国賠法上の責任を認める判断方法をとったものである。結論は一人親方についても国賠法による責任を認める点で同じである。前記の最高裁の決定により、高裁五判決における一人親方等

の国の賠償責任は確定した。しかし今のところ、最高裁は、一人親方についても救済対象となるという結論を示してもその理由はのべていない。最高裁として、このまま、結論のみ五つの各高裁判決を支持することで終わるならば、一人親方等の救済についての理由づけとしては、先にみたように法理論としては、安衛法を基礎とするか否かによって二つのアプローチがあり得ることになる。そうであれば、筆者としては安衛法の歴史的・沿革的・体系的解釈を行なった、**本件⑥判決**と同様の判断を行なった**②③判決**とについて、これからの労働法理論の進展のためにも支持したい<sup>7)</sup>。

(三) **本判決⑥**は、国と企業との責任について、賠償額を1:2とした。理由は、企業(事業者、使用者)が安全配慮義務を履行していないことを第一次責任としたものである。安衛法による国家規制の欠如の責任と企業の安全配慮義務との関係について、改めて検討を促している。使用者による安全配慮義務の内容は、安衛法による最低基準(労働基準)を当然の内容としており、使用者にとって安衛法の遵守・履行と安全配慮義務の履行は、労働者に対する「安全衛生保持義務」としてとらえるべきであろう。

憲法25条2項にいう「公衆衛生」における「衛生」とは、国民の生(いのち)を衛(まもる)という意味である(長与専斎が『莊子』からとった用語)。本判決を含めた「建設アスベスト訴訟」は、労働現場における安衛法の危害防止基準について、労働者だけではなく労働現場で就労する、全ての者の生命・健康を衛(まもる)ことを確認したものといえる。

## 註

- 1) 広瀬弘忠『静かな時限爆弾—アスベスト災害—』(新曜社、1985年)、佐伯一麦『石の肺—僕のアスベスト履歴書—』(2020年、岩波現代文庫)
- 2) いわゆる、2005年「クボタショック」について、大島秀利『アスベスト 広がる被害』(2011年岩波新書36頁以下)。
- 3) 「建設アスベスト訴訟」の国戦弁護士による訴訟の動向と裁判の到達点について、山下登司夫弁護士追悼論集刊会編『なくせ!じん肺・アスベスト被害』(2018年、日本評論

社）。

- 4) 柳田邦男『人の痛みを感じる国家』（2007年，新潮社）95頁以下。
- 5) 泉南アスベスト判決を含めて，筆者は，「建設アスベスト訴訟」について，以下の論稿を本誌に執筆した。柳澤旭「国家責任における労働安全衛生法と国家賠償法—「九州建設アスベスト訴訟」福岡高判（令和1.11.11判例集未掲載）の検討を通して」山口経済学雑誌68巻5号（2020年），「労働条件基準としての労働安全衛生と「国家」規制の法理—「建設アスベスト訴訟」と対立する高裁判決を対象に」同67巻3・4号（2018年），「労働者のアスベスト（石綿）による健康障害と国の責任—大阪泉南アスベスト国家賠償事件（最1小判平成26.10.9）を対象として」同63巻5号，同「労働条件基準・防災防止としての労働安全衛生法」労働法律旬報1930号（2019年）25頁以下，「やまぐちの労働」（2019年6月号），同（2020年5月号）。
- 6) 行政法からのアプローチとして，規制権限の違法についての三面関係と法の保護範囲という問題について，桜井敬子・橋本博之『行政法6版』（2019年）372頁以下，岡田正則「国家賠償法における反射的利益論—建設アスベスト訴訟事件を素材として—」早稲田法学91巻4号（2016年）1頁以下，朝田とも子「アスベスト被害と国の責任」熊本法学130巻（2014年）71頁以下，本稿④判決について，鳥村健「関西建設アスベスト訴訟（京都ルート）控訴審判決」新・判例解説Watch 環境法No. 87（2019年）。
- 7) 「建設アスベスト訴訟」に関連して，戦前と戦後の労働立法の連続性という問題を検討した，柳澤「戦前の社会立法と現行法の解釈理論—戦前の立法および理論的遺産とその承継—」山口経済学雑誌67巻5号（2019年）171頁以下。

.....  
<別紙・認定事実> 以下は，本判決⑥の労働安全衛生法（安衛法）の性格，条文解釈の基礎となる「認定事実」である。（省略部分もあり，下線部は筆者による。）

## ア 認定事実

### （ア）安衛法（昭和47年6月8日法律57号）の制定経緯等

安衛法は，旧労基法第5章（安全及び衛生）並びに労働災害防止団体等に関する法律第2

章（労働災害防止計画）及び第4章（特別規制）を統合し、さらに新たな規制を付け加えて単独法として制定された。法案作成段階および国会審議等において考慮されたものとして以下の事情があげられる。

1. 旧労基法の建前に基づいて規制の対象を直接の雇用関係のみに限定しては、災害を効果的に防止できないこと、2. 労働災害の防止のためには、最低基準の確保にとどまらず、より厚みのある行政の展開を必要とすること、3. 特に中小企業については、取り締まりだけでなく、労働災害を防止しやすい条件を整える必要があること、4. 法制化に当たっては、規定条文数がかなりの数に上ることから、旧労基法の改正ではなく、単独法として制定する方向で検討された。

さらに、国会審議において、旧労基法から労働安全に関する規制を分離独立させて単独法としての安衛法を成立させる理由として、当時の労働災害の状況があげられている。

(1) 旧労基法のように直接の雇用関係のみを前提とする規制の仕方では災害を的確に防止できない状況が出て来ている。すなわち、機械や材料等について、製造、流通の段階における規制が必要になっている。直接の雇用関係だけでなく重層下請関係や建設のジョイントベンチャー等、特殊な雇用関係下における規制も強化しなければ災害が防止できない状況になっている。(2) 特定の有害業務に従事した者については、雇用関係にある間だけでなく離職後にわたっても健康管理を確保する必要がある。(3) 公害の防止に対する配慮を労働衛生に併せて行う必要がある。

最低基準を設定し、それを確保するとの施策のみでは有効な災害の防止には十分ではない。災害防止の実をあげるためには、最低基準の順守、確保のほかに、それと併せて安全教育の徹底、技術指針や産業環境の標準を作るなどして、安全かつ快適な職場環境を形成する必要があり、さらに最低基準の順守を容易ならしめるため、中小企業に対する技術的援助、財政的援助等、幅広い行政を展開する必要がある。これらの事情から、旧労基法の枠を超えた幅広い総合的な労働安全行政を展開するため、旧労基法と別個の単独立法とされたものである。

旧労基法と安衛法との関係について。安衛法が旧労基法とは別個独立の法律であっても、安衛法は総合的な労働法規（労基法体系）の一翼を担うものである。そのため、安衛法1条（目的）の中で、旧労基法と相まって労働者の安全と健康を確保するものであることを明確

にし、また、旧労基法に「第五章 安全及び衛生」の章名を残し、同章中に「労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる。」と両者の関係を明確にする規定を設けた。このように、旧労基法と安衛法とは姉妹法の関係にあり、旧労基法の法理念は姉妹法である安衛法をもカバーするものである。

#### （イ）工場法13条、旧労基法42条、安衛法22条

戦前の工場法（明治44年法律第46号）は、旧労基法の前身となる法律である。工場法13条は、工場ないし設備から生じる工場内外の危害を防止することを目的としていた。

（工場法13条、「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工場主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」）

工場法は「職工」を適用対象者としていたが行政の解釈例規によれば、職工とは、主として工場内にあって工場の目的とする作業の本体たる業務について労役に従事する者及び直接にその業務を助成するため労役に従事する者をいうと定義されており、工業主と職工との間の雇用関係の存在及び有償性は必要条件とはされていなかった。そのため、工場の業務に従事する者でその操業が性質上職工の業務に当たる以上は、雇用関係が直接工業主と職工との間にあろうと、職工供給請負者、事業請負者等の介入するを問わず、その工業主の使用する職工として取り扱うものと解されていた。

その後制定された旧労基法42条の条文には「使用者」という文言はあるが、「労働者」という文言がなく、その規定の体裁、上記の工場法13条の規定内容と類似している。

（旧労基法42条、「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。）」

旧労基法42条の規定は、昭和47年の安衛法22条に引き継がれた。安衛法22条は、「事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定し、その1号として、「原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害」と定めている。

#### （ウ）黄燐燐寸製造禁止法、旧労基法48条、安衛法55条、57条

a 戦前の黄燐燐寸製造禁止法（大正10年法律第61号）は、旧労基法48条の前身となる法律である。旧労基法48条は、有害物の製造禁止として「黄りんマッチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販売し、輸入し、又は販売の目的で所持してはならない。」と規定する。

同法は、「燐寸製造業者ハ燐寸ノ製造ニ黄燐ヲ使用スルコトヲ得ス」（1条）及び「黄燐ヲ使用シテ製造シタル燐寸ヲ販売シ、輸入若ハ移入シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ス」（2条）と定め、黄燐マッチの製造及び販売等を禁止するとともに、その違反に対しては、「一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」（4条1項）と規定していた。同法は、工場法とは別の単独法として制定され、工場における製造のみではなく、全ての者を対象に販売等を禁止する措置が採用されたところに特徴がある。同法の提案理由は、「従業者ノ健康ヲ因ッテ、国民ノ健康上ニ遺憾ナキヲ期シタイ」という点にあり、旧労基法48条は、上記のような同法の趣旨を踏襲し、黄りんマッチのように衛生上特に有害なものを規制し、製造工程において黄りんにはく露することで作業従事者のり患しやすい重篤な職業病ないし健康障害の防止の徹底を目的に、将来科学の進歩に伴い労働衛生の見地から製造等の禁止をすべき有害物の出現をも考慮に入れて規定したものである。

ところで、旧労基法48条の適用範囲は、旧労基法8条の適用事業に限られ、その他の事業に係る者には適用されないのではないかという点が問題とされた。しかし、旧労基法48条は、前記のとおり、黄燐燐寸製造禁止法を引き継いで制定されたものであり、同法は、工場法の適用工場に限らず、全ての者を対象としていたことに鑑み、旧労基法8条の適用事業に係る者のみでなく、それ以外の全ての者、いわゆる家内労働世帯についても適用があると解されていたものであり、それが行政解釈でもあった（労働省昭和34年11月25日基発800号通牒）。

b 安衛法は、前記のとおり（ア）、雇用関係のみを前提とする旧労基法における規制では災害を的確に防止することができないとして、単独法として制定されたものであり、旧労基法48条の規定は、昭和47年の安衛法55条に引き継がれた。

（安衛法55条、「黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、

又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。』また、安衛法57条は、「ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定めるところにより、その容器（容器に入れなくて譲渡し、又は提供するときにあつては、その包装。以下同じ。）に次の事項を表示しなければならない。ただし、その容器のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。」と定めていた。

上記の安衛法55条及び57条は、有害物の職場からの排除という点で共通する規定であり、ともに第五章（機械等及び有害物に関する規制）第二節（有害物に関する規制）に規定されていた。

#### （工）労働者災害扶助責任保険法、労働者災害扶助法、昭和40年改正労災保険法

a 労働者災害扶助責任保険法（昭和6年法律第55号）及び労働者災害扶助法（昭和6年法律第54号）は、戦前における保険制度で、戦後の労災保険と趣旨を同じくする法律であった。また、労働者災害扶助法は、工場法及び鉱業法（明治38年法律第45号）により工場労働者等に認められていた災害・事故時の扶助を一定の範囲の屋外労働者にも認める制度であった。この労働者災害扶助法の適用を受け得る「労働者」につき、同法は特段の定めを置いていなかったが、一般に、労働者ではない土木建築工事の下請人も、労働者の代表者又は親方として自己もまた作業に加わるときは、労働者の中に加えられるべきであるときされていた。

労働者災害扶助法の適用を受ける業種は、「國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直営工事」、「鐵道、（中略）水道電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者ガ其ノ事業ノ爲ニスル直営工事」、「其ノ他ノ工事ニシテ勅令の定ムル規模ノモノ」等の通常の木造家屋建築を除く大規模な建設工事に限られていた（同法1条2項、労働者災害扶助法施行令2条）。

b 同法は、災害補償の面のみならず、労働安全衛生に関する規定をも置き（同法5条）、これに基づく規則によって、労働安全衛生に関する各種規制が行われていた。そして、旧労基法が制定されるに伴い、労働者災害扶助法は廃止されるに至り、上記規則は失効した。

また、労働者災害扶助責任保険法は、労災保険法の制定に伴い廃止された。このように、旧労基法が制定され、労働者概念が明確にされるまで、国は、一人親方等について、行政措置として、災害・事故時の扶助を労働者に準じて認めてきた。

c また、国（労働省）は、昭和40年改正労災保険法の制定による労災保険特別加入制度の導入前から、土木建築事業の一人親方について、労災保険法の擬制適用を認めてきた（昭和22年11月12日基発第285号「土木建築労働者についての労働者災害補償保険法適用に関する件」）。その後、この擬制適用の範囲が順次拡大され、土木建築事業以外の一人親方にも、労基法適用労働者と同様に労災保険法が擬制適用されてきた。

昭和40年、労災保険法の一部を改正する昭和40年改正労災保険法が制定された。その趣旨は、労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としているところ、業務の実情、災害の発生状況等に照らし、実質的に労基法の適用がある労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険を適用しようとする点にある。こうして、労働者以外の者であっても、中小事業主や一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者等が、労働者に準ずる者として、労災保険特別加入制度の対象とされた。

なお、上記制度創設の際の労働者災害補償保険審議会は、「特別加入者の範囲については業務の危険度ないしその事業の災害率に照らし、特に保護の必要性の高いものについて考慮するとともに、特別加入者の従事する業務の範囲が明確でないし特定性をもち、保険業務の技術的な処理の適確を期し得るかどうか十分に検討すべき」であるとの答申を行った。

#### （オ）一人親方等の就労実態等

建設業においては、数次にわたる請負契約によって、同一の場所に複数の請負人が入り組んで作業を行うことが多く、大規模な建設工事においては、下請が何重もの階層に及ぶこともあり、このような重層下請構造が常態化している。そして、建築請負工事において、「雇人のない業種」（一人親方）は、昭和45年（1970年）から平成7年（1995年）までの間、建設作業員全体の13.1%から15.2%（人数としては約38万人から約40万人）の間で推移している。また、この一人親方に雇人のある業主及び役員（そのほとんどが零細事業主と考えられる。）を加えると、建設作業員全体に占める割合は、同じく昭和45年から平成5年までの間、23.8%から25.1%（人数としては約62万人から約77万人）の間で推移している。



そして、建築現場における作業実態としては、労働者と一人親方等との間には雇用か請負かの単なる契約形式の違いがあるのみであって、同一の場所で同一の作業をしているという点では差異がない。また、一人親方等に対しては、上位の請負者からの指示命令が行われ、下位にある一人親方等がそうした指示とは別の独自の判断で作業を行い得るものではないのであって、労働者と同様に、指示命令系統に組み込まれて作業を行うことが当然に予定されている。

#### <追記>

\* 本判決における安衛法のとらえ方は、②判決と同様である。

この点について、柳澤・前掲註7) 論文174頁以下参照。

\*\* 最高裁第一小法廷は、(1) 東京高裁②判決についての決定（2020年12月14日付）に続いて、(2) 大阪高裁③判決についても上告不受理とする決定（2021年1月28日付）をした。この決定によりメーカーの責任と国の責任が確定したが、安衛法のとらえ方等について、その理由を全く述べないのか、それとも後に続く高裁判決（④、⑤、⑥判決）の審理（決定）の終わりに述べることが予測される。(1) 決定について、朝日新聞2020年12月17日、同社説（12月23日）、なお同新聞17日に、全国の「アスベスト労災事業一覧」が掲載されている。(2) 決定について、同新聞2021年1月30日。